

ボランティア団体や NPO 法人の活動に参加してみませんか？

市内には、福祉、教育、文化・スポーツ、環境、まちづくりなど、さまざまな分野で活動しているボランティア団体や特定非営利活動法人（NPO 法人）などがありますが、その活動内容などは意外と知られていません。

市では、これらの市民活動団体の活動内容を紹介し、広く参加を呼びかけています。

「どんな活動があるの?」「わたしも何かやってみたい!」と思っている方は、市のホームページから各団体の情報をぜひご覧になってください。

◆市ホームページアドレス <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp>

市ホームページ → 市政情報 → 協働のまちづくり → 市民活動団体の紹介

＜平成 29 年 4 月 1 日現在 紹介中の団体＞

【特定非営利活動法人 中空知・地域で認知症を支える会】

【特定非営利活動法人 つむぎの家】 【特定非営利活動法人 砂川つばさ】

【特定非営利活動法人 中空知成年後見センター】 【特定非営利活動法人 オアシス】

【特定非営利活動法人 ウッドネット北海道 砂川支部】 【認知症支援ボランティア ぽっけ】

【砂川市婦人ボランティアクラブ】 【砂川更生保護女性会】

【砂川市声のとびら朗読赤十字奉仕団】 【砂川市認知症を抱える家族の会（ひだまりの会）】

【あじさいの会】 【砂川プラススタイル実行委員会】 【砂川手話の会】 【きれ坊ちゃん】

【砂川子どもの水辺協議会】 【砂川市文化推進協議会】 【砂川レイクサイドの会】

市民活動団体登録をして 仲間を増やしませんか？



「自分たちの活動を知ってほしい」「会員や仲間を増やしたい」と考えている団体の皆さん、『市民活動団体登録制度』を活用して情報を発信してみませんか？

市では、市内で活動するボランティア団体や特定非営利活動法人（NPO 法人）などの市民活動団体を支援するため、『市民活動団体登録制度』を実施しています。この制度は、市民活動団体の情報（団体名、代表者名、活動内容、会員募集、団体紹介等）を市に登録していただき、その内容を市のホームページ等で紹介することによって、広く団体や活動の PR を図り、活動の活性化や会員の拡大、団体どうしの連携につなげるほか、「わたしも何かやってみたい!」と思っている市民の皆さんの社会貢献活動への参加機会を拡充することを目的としています。

対象となる団体や登録方法など、詳しくは市ホームページ『市民活動団体登録制度』をご覧ください。

市ホームページ → 市政情報 → 協働のまちづくり → 市民活動団体登録制度

※ 申込、変更等の申請様式はホームページからダウンロードできます

◆お問い合わせ 協働推進係 ☎ 2 1 2 1

町内会に加入しましょう！

町内会は、地域をより良いものにしていくために、隣近所に住む方々で、自主的に運営されている最も身近な組織です。日ごろから親睦と交流を通じて連帯感を深め、自分たちの地域を自分たちの活動で住みよくしたり、課題をみんなで解決したりする活動をしています。

皆さんの中には「町内会や近所づきあいがなくても特に困っていない」という方もいるかもしれませんが、しかし、皆さんが生活していくうえで、どうしても必要なごみボックスや防犯灯の設置維持などの環境美化や防犯対策、子どもや高齢者の見守りなどは、町内会によって支えられています。

また、災害など“もしも”のときは、町内会や近所の方々の助け合いや地域の絆がとても大切です。東日本大震災では、町内会や近所の方どうして、住民の避難誘導や安否確認、困っている方への手助けなどを行い、大きな支え合う力となりました。

日ごろから、町内会の行事や活動等に参加して、自分の住む地域を知り、隣近所との交流を深め、地域の絆を強めておく心強いものです。

ぜひ、町内会に加入し、町内会の活動にも参加して、みんなで安心して明るく暮らせる、住みよいまちを築いていきましょう。



町内会の主な活動

①生活環境をよくする活動

道路・公園の清掃、花壇の整備、ごみボックスの設置維持、資源ごみの団体回収、町内会館の維持管理など、自分たちが生活する地域を美しく、使いやすくする活動をしています。

②親睦や交流を図る活動

親睦会や家族交流パーティー、子ども会、敬老会の開催など、同じ地域で生活する者どうしの親睦や交流を図り、絆を育む活動をしています。

③相互扶助の活動

葬儀の手伝い、心配ごと・困りごとの相談など、みんなで支え合い、助け合う活動をしています。

④安全で安心して生活を送るための運動

子どもや高齢者の見守り、防犯灯の維持、自主防災組織づくりなど、誰もが安心して暮らすことができるように活動をしています。

⑤情報の伝達や地域課題に対応する活動

市・関係機関からの回覧やお知らせなどの情報伝達活動、市への陳情・要望など、地域の課題を市・関係機関と協力し合って解決する活動をしています。



⑥お問い合わせ

町内会への加入はお住まいの地域の町内会長または役員にお申し込みください。

地域の町内会や町内会長、役員との連絡先がわからない方は、下記までお気軽にお問い合わせください。

◆町内会連合会事務局 ☎ 3 1 1 0

◆協働推進係 ☎ 2 1 2 1